

# 補正予算の内訳

1 一般補正 31億5,548万6千円 (一般会計から下水道事業会計への繰出金△1,545万6千円を含む。)

事業名	事業費	説明												
障害者自立支援の円滑な実施 (社会局)	2,012万1千円	補装具利用者負担助成 <span style="float: right;">239万5千円</span>												
	財源内訳 (国庫補助金 181万5千円 県補助金 90万7千円 一般財源 1,739万9千円)	障害者自立支援法の施行に伴い、18年10月から補装具の利用者負担が利用者の所得に応じた応能負担から、補装具費用と所得に応じた負担となり、特に低所得者への影響が大きいため、18年度から20年度の3年間について利用者負担助成制度を実施する。												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">国基準額</th> <th style="width: 40%;">助成制度の上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税非課税(低所得1)</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> <td style="text-align: center;">3,750円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税(低所得2)</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> <td style="text-align: center;">6,150円</td> </tr> <tr> <td>一般のうち所得税非課税相当</td> <td style="text-align: center;">37,200円</td> <td style="text-align: center;">9,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国基準額	助成制度の上限月額	市民税非課税(低所得1)	15,000円	3,750円	市民税非課税(低所得2)	24,600円	6,150円	一般のうち所得税非課税相当	37,200円	9,300円
区分	国基準額	助成制度の上限月額												
市民税非課税(低所得1)	15,000円	3,750円												
市民税非課税(低所得2)	24,600円	6,150円												
一般のうち所得税非課税相当	37,200円	9,300円												
		生活サポート事業 <span style="float: right;">363万2千円</span>												
		障害程度区分認定において、介護給付が非該当となった者のうち、介護などの支援を行わなければ、生活に支障をきたすおそれがある者について、激変緩和措置として18年度から20年度の3年間、居宅介護又は短期入所のサービスを提供することにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。												

事業名	事業費	説明
-----	-----	----

障害児通園施設利用者負担助成 1,233万5千円

児童福祉法の改正に伴い、18年10月からサービス利用負担が利用者の所得に応じた応能負担からサービス量と所得に応じた負担となるとともに、食費についても実費負担となることから、利用者負担が増加するため、サービス利用負担及び食費負担について激変緩和措置として18年度から20年度の3年間、利用者負担助成制度を実施する。

区分		利用者負担月額※	
		助成前	助成後
所得階層区分	生活保護法による被保護世帯	7,000円	0円
	市民税非課税	14,500円	
	市民税均等割のみ課税	28,940円	1,250円
	市民税所得割課税		2,050円
	所得税額 30,000円以下		8,450円
	所得税額 30,001円～80,000円		17,050円
	所得税額 80,001円～140,000円		21,200円
所得税額 140,001円以上	21,740円		

※知的障害児通園施設（定員30人）に20日通園した場合

障害児入所施設利用者負担助成 175万9千円

児童福祉法の改正に伴い、18年10月からサービス利用負担が利用者の所得に応じた応能負担からサービス量と所得に応じた負担となるとともに、食費等についても実費負担となることから、利用者負担が増加するため、所得税非課税相当の所得階層について、負担月額を2万9,570円とし、その額を超える場合に食費等実費負担部分に対して、超える額を助成する制度を激変緩和措置として18年度から20年度の3年間実施する。

区分		利用者負担月額※	
		助成前	助成後
所得階層区分	生活保護法による被保護世帯	992円	992円
	市民税非課税（低所得1）	8,492円	8,492円
	市民税非課税（低所得2）	13,292円	13,292円
	市民税均等割のみ課税	45,849円	29,570円
	市民税所得割課税		45,849円
	所得税課税相当		45,849円

※知的障害児入所施設（定員45人）に入所した場合

事業名	事業費	説明
水道事業 (水道事業会計) (水道局)	20億5,377万7千円 財源内訳 (企業債 20億7,770万円) 自己財源 △2,392万3千円)	高金利対策借換債の借入れに要する経費 高金利の既往債の借換え 20億7,770万円 借換えに伴う利息の減等 △2,392万3千円
下水道事業 (下水道事業会計) (下水道局)	10億9,704万4千円 財源内訳 (企業債 11億1,250万円 一般会計負担金 △1,646万9千円 一般会計補助金 △1,933万4千円 一般会計出資金 2,034万7千円)	高金利対策借換債の借入れに要する経費 高金利の既往債の借換え 11億1,250万円 借換えに伴う利息の減等 △1,545万6千円

2 公の施設の指定管理者の指定に伴う補正

平成18年9月から公の施設の管理を指定管理者に行わせることに伴う  
債務負担行為の設定

局 等	事 業 名	期 間	限 度 額
市民局	広島市勤労青少年ホーム管理	19～21年度	4億842万4千円